

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】平成26年1月23日(2014.1.23)

【公開番号】特開2011-138121(P2011-138121A)

【公開日】平成23年7月14日(2011.7.14)

【年通号数】公開・登録公報2011-028

【出願番号】特願2010-270347(P2010-270347)

【国際特許分類】

G 03 G 9/08 (2006.01)

【F I】

G 03 G 9/08 3 7 4

G 03 G 9/08 3 7 5

【手続補正書】

【提出日】平成25年12月3日(2013.12.3)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0012

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0012】

結着樹脂及び着色剤を含有するトナー粒子と、シリカチタニア複合粒子とを有するトナーであって、

該シリカチタニア複合粒子のシリカの含有量が、55.0 ~ 85.0 質量%であり、

該シリカチタニア複合粒子のX線回折測定により得られるチャートにおいて、2 = 24.0 ~ 29.0 の範囲に存在するピークのうち、最も強度の高いピーク及び次いで強度の高いピークについて、低角側のピークの面積値をX aとし、高角側のピークの面積値をX bとしたとき、X a / X bが95 / 5 ~ 75 / 25であることを特徴とする。

【手続補正2】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

結着樹脂及び着色剤を含有するトナー粒子と、シリカチタニア複合粒子とを有するトナーであって、

該シリカチタニア複合粒子のシリカの含有量が、55.0 ~ 85.0 質量%であり、

該シリカチタニア複合粒子のX線回折測定により得られるチャートにおいて、2 = 24.0 ~ 29.0 の範囲に存在するピークのうち、最も強度の高いピーク及び次いで強度の高いピークについて、低角側のピークの面積値をX aとし、高角側のピークの面積値をX bとしたとき、X a / X bが95 / 5 ~ 75 / 25であることを特徴とするトナー。

【請求項2】

前記X a / X bが、94.05 / 6.05 ~ 77.05 / 23.05である請求項1に記載のトナー。

【請求項3】

前記X a / X bが、90 / 10 ~ 85 / 15である請求項1に記載のトナー。

【請求項4】

該トナー粒子が、30~1000 pmのチタン元素を含有している請求項1~3のい
ずれか1項に記載のトナー。